

(仮称)次期平塚市環境基本計画（たたき台）

平塚市地球温暖化実行計画(区域施策編)及び平塚市気候変動地域適応計画を含む

令和7年7月

平塚市

計画の策定に当たって

作成中

平塚市長 落合 克宏

目次

作成中

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の推進主体と推進体制等

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、環境の保全と創造を図る総合的な指針として、2017 年度から 2026 年度までを計画期間とした「平塚市環境基本計画」を策定し、平塚市総合計画との整合や国の政策とも連動しながら地球温暖化対策や資源循環、生物多様性に配慮した保全、環境学習の推進など、市民・事業者・行政が連携して多様な施策に取り組んできました。

近年では、気候変動により、災害が激甚化、頻発化するとともに、自然の損失が起きています。気候変動に伴う対策は、これらの異常気象並びに持続可能な社会構築の観点から重要視されており、特に脱炭素、循環経済及び自然再興といった視点を踏まえて施策に取り組む必要があります。

国では、2024 年5月に第六次環境基本計画が閣議決定され、「環境保全を通じて、現在と将来の国民一人一人のウェルビーイング(生活の質や幸福度の向上)の実現を目的とした新たな成長を目指す。」としています。また、2025年2月に地球温暖化対策計画が改正され、2030 年以降の温室効果ガス削減目標が新たに示され、本市においても対応が求められています。

このような状況を踏まえ、これまでの成果と課題を検証しつつ、将来のまちの姿を見据えた持続可能な施策の実行を推進する必要があるため、2035年度までの10年間の計画として新たに策定します。

2 計画の目的

本計画は、平塚市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)第 8 条に基づく計画であり、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を通じて、市民の生活の質の向上を図ることを目的としています。

3 計画の期間

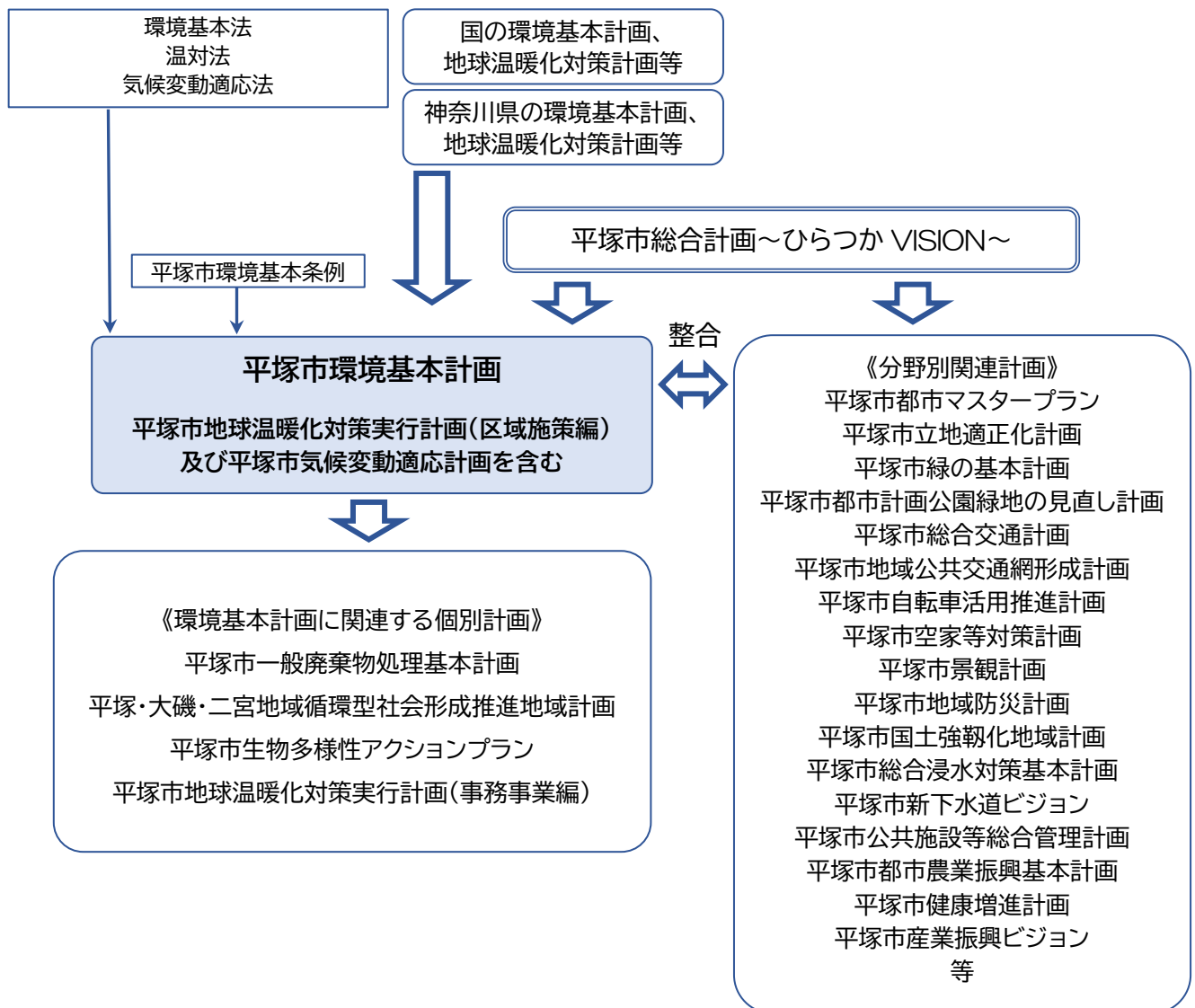
計画期間は、2026 年度から 2035 年度までの 10 年間とし、社会情勢の変化などに合わせて5年毎に見直します。

4 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第 8 条に基づく計画です。また、本計画には、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と「気候変動適応法」第 12 条に基づく「平塚市気候変動適応計画」の内容を含み、気候変動等の地球環境問題について国・県の計画や方針と連携を図ります。

また、「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」(2024～2031 年度)(以下「総合計画」という。)を上位計画とする分野別基本計画に位置づけられており、特に GX(脱炭素化)は、将来の世代も心身ともに健やかに暮らせる持続可能な社会づくりを目指し、総合計画の施策全般において取り組むこととしていることから本計画においても整合を図ります。さらに、他の分野の個別計画に対し、環境面での方針・方向性を示して環境に係る部分の整合を促し、相互に補完を図ります。

◇計画の位置づけ◇



5 計画の推進主体と推進体制等

(1) 推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全(省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など)に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。そのため、滞在者は、市民が行う取組のうち、滞在中に実施できる取組を行うこととし、本計画においては、次頁以降、市民と同一の主体として扱います。

(2) 推進体制

本計画の推進にあたっては、次の体制により、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

ア 平塚市環境審議会

本市では、環境基本法第 44 条及び環境基本条例第 22 条に基づき、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機関として、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成された環境審議会による点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

イ 協働による取組の推進

市民や事業者等による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるよう、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民や事業者への普及啓発は、市民、市民活動団体及び事業者と連携しながら、協働により取組を推進します。

ウ 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応については、国や県、周辺地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

エ 庁内関係課による連携

本計画の推進にあたって、庁内連携し、施策の推進や、事業の進行状況の確認等を行います。

（３） 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画期間の前期及び後期における事業計画を策定し、年次報告書により成果や改善点のフィードバックをしながら各施策をPDCAサイクルにより、推進します。

第 2 章 本市の取組と社会状況の変化

- 1 これまでの環境施策の取組と課題
- 2 環境施策を取り巻く状況
- 3 環境の保全と創造にあたっての主要課題
- 4 計画改定のポイント

1 これまでの環境施策の取組と課題

環境基本計画の改定にあたり、前計画における「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」、「環境保全活動等」の分野毎に振り返ります。

(1) 生活環境分野

「安全な生活環境を確保します」を掲げ、日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止することで、空気、川や海の水がきれい、騒音、振動、悪臭などがなく、快適であり、土壌汚染や化学物質への心配のない安全な生活環境を目指してきました。施策として、大気汚染状況の監視測定等を実施し、環境基準を順調に達成してきました。

市民意識調査では、「空気のきれいなまちになっている」ことに対して、「満足している」の割合が高い傾向にありました。騒音、振動、悪臭、地盤及び地下水に対しては、継続した取組が求められています。

(2) 自然環境分野

「自然環境を保全・再生します」を掲げ、里山や水辺の自然を保全・再生し、自然と触れ合う場としての活用を目指してきました。施策として、生物多様性に配慮した保全に向けた取組においては、平塚市生物多様性アクションプランを策定し、自然観察会や里山保全活動への参加者数は例年増加し、順当に推移してきました。一方で、感染症対策のため、啓発活動等が計画的に行えない時期もあり、様々な社会情勢において継続的に自然と関わる仕組みづくりが重要と考えます。

市民意識調査では、「里山が保全・再生され、自然と触れ合う場がある」ことに対して、「満足している」の割合が高い傾向にありましたが、有害鳥獣への被害や外来生物への対策には「不満である」の割合が高い傾向があり、継続した取組が必要とされています。

(3) 都市環境分野

「快適な都市環境を保全・創造します」を掲げ、交通ネットワークの環境負荷軽減や地域資源を活かした魅力ある景観づくり、ポイ捨てや不法投棄対策等を推進することで、清潔でうまいのあるまちづくりを進め、生活の質の向上を目指してきました。施策として、ツインシティの土地区画整備事業や自転車利用の環境整備を計画的に行い、環境共生型のまちづくりを推進してきました。あわせて気候変動へ適応するための防災意識の向上や熱中症予防への啓発の取組は順調に推移してきました。

市民意識調査では、熱中症対策への評価が高い一方、公共交通機関や自転車の利用のしやすさや台風や集中豪雨に対する「不満である」の割合は比較的高い傾向であり、公共交通機関

や自転車利用の環境整備は、脱炭素の取組として計画的に推進するとともに、自然災害への備えは、気候変動への適応策として、取組を強化していく必要があります。

(4) 地球環境分野

「地球環境保全へ貢献します」を掲げ、家庭や事業所での再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。）・省エネルギー(以下「省エネ」という。))機器等の導入促進や環境に配慮したライフスタイルの普及促進を図ることで、脱炭素社会の実現を目指すとともに、5Rの推進による廃棄物の発生抑制、資源化、適正化が進んだ循環型社会の実現に向けて取り組んできました。施策として、脱炭素化に向けた高機能住宅の普及促進や事業者への設備投資支援は、目標を上回りましたが、CO₂排出量の削減目標達成のためには公共施設を含む市域への再エネ・省エネ設備導入の強化が必要です。また、普及啓発の取組により、市民一人一日当たりのごみ排出量は減少しましたが、資源化率については目標達成には至っておらず、より一層の5R推進が必要です。

市民意識調査では、市民の脱炭素化に向けた日常の取組は定着しつつありますが、再エネ・省エネ設備に関しては、初期投資の負担の面から導入が進みにくいことがわかりました。事業者による脱炭素化の取組は、初期投資の効果が分かりづらく、脱炭素化の取組として何をすべきかわからないという理由等で、意欲・実践ともに低調な傾向にあり、ノウハウや先進事例の情報提供及び再エネ・省エネ機器導入への支援が求められています。また、市民は、将来に向けて資源化の取組が重要だと捉えています。

(5) 環境保全活動等分野

「市民・事業者等による環境保全活動を促進します」を掲げ、「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されていることや充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心の向上を目指してきました。施策として、環境市民の育成や子どもの環境意識が向上するための施策を推進し、多くの市民が参加しました。昨今の環境問題への取組は多岐にわたっており、イベントや環境教室の内容を工夫する必要があります。

市民意識調査では、「環境教育により子どもの環境問題に対する関心が高まっている」に対して「満足している」の割合が高い傾向にありました。一方で、地域の清掃や美化以外の環境保全活動へ参加したことのない市民が多く、情報提供方法の検討や子どもの頃から取組を継続できる仕組みづくりが求められています。また、環境関連の市民活動団体では担い手不足も顕在化しており、人材確保のためにすそ野を広げる取組や啓発方法の工夫が必要となっています。

2 環境施策を取り巻く状況

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

環境保全の上位にある世界共通の理念が、持続可能な開発で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発を意味します。

2015(平成 27)年の国際サミットにおいて、2030 年を年限とした SDGsが採択され、貧困や飢餓、環境問題など、世界が抱える課題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するための世界共通の行動目標が掲げられています。

(2) 気候変動対策

気候変動は、生態系や社会経済活動に深刻な影響をもたらす最も重大な地球環境問題です。

国は、パリ協定(2016(平成 28)年発効)を受けて2020(令和2)年10月に 2050 年の脱炭素(カーボンニュートラル)実現を目指し、その中間目標として「温室効果ガス排出量を2030(令和 12)年度までに 2013 年度比で 46%削減」を掲げて、これまでに概ね順調に削減を達成しています。

2025(令和 7)年2月には、「2013 年度比で 2035 年度に 60%、2040 年度に 73%削減」とする自主的な削減目標(NDC: Nationally Determined Contribution、国が決定する貢献)を国連に提出するとともに、この目標を加えた新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。また、気候変動のリスクへの備えを強化する適応策として「気候変動適応計画」(2021(令和 3)年 10 月閣議決定)を策定し、推進しています。

(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、すでに利用している資源のストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

国は、「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」(2024(令和6)年8月閣議決定)(以下「第五次循環型社会形成推進基本計画」という。)を策定し、循環経済への移行等を推進しています。また、プラスチック資源循環を促進するため、「プラスチック資源循環戦略」(2019(令和元)年5月)を策定し、2022(令和 4)年 4 月には、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、プラスチック資源循環促進法という)が施行されました。

（４） 自然再興（ネイチャーポジティブ）の推進

生物多様性(自然の豊かさ)と生態系サービス(自然の恵み)の喪失が、経済社会活動にも深刻な影響をもたらすため、気候変動に並ぶ重大な地球環境問題となっています。

国は、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」(2022(令和4)年国連採択)を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を推進し、2030年までの自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現や陸域と海域の各30%を保全地域とする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」の達成等を目指しています。

2023(令和5)年から、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を登録する自然共生サイトを推進し、2025(令和7)年4月には地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(以下「地域生物多様性増進活動促進法」という。)を施行して、自然共生サイトの法制化、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」の認定制度の導入などを行いました。

3 環境の保全と創造にあたっての主要課題

(1) 気候変動分野に関する課題

- ・ 近年では、地球温暖化の影響と考えられる強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。そのため、気候変動による原因を少なくする緩和策と共に、気候変動の影響を和らげもしくは回避する適応策を両輪で進めていくことが求められています。
- ・ 中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組むことが必要であり、市の率直的な行動や環境に配慮したライフスタイル等を、市民・事業者等に発信することで、行動変容を促していくことが必要です。

(2) 循環経済分野に関する課題

- ・ 家庭系ごみ及び事業系ごみの発生抑制や資源化を促進するため、プラごみ削減や食品ロスなど生活習慣や商習慣における5Rを定着・実践していくことが必要です。
- ・ 市民と協働し、ごみの減量化や資源化の取組を市域全体に広げていくことが重要です。
- ・ 市民一人一日当たりのごみ排出量は減少していますが、資源化率については横ばいで推移しており、資源化をより進めていくことが求められています。

(3) 自然環境分野に関する課題

- ・ 私たちの日常生活や事業活動は、木材やエネルギー、食べ物、水など、国内外の生物多様性から生み出される「自然の恵み」に支えられて成り立っており、次世代に継承していくことが大切です。
- ・ 市内の森林や里山、農地は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加に伴う荒廃が懸念されています。
- ・ 生物多様性に配慮した保全や緑地の保全とともに、有害鳥獣や外来生物への対策が必要です。
- ・ 本市の自然は、快適で豊かな生活の基礎、魅力ある観光資源及び触れ合いの場となるため、地域資源としてとらえ保全と活用を図っていくことが必要です。

（４） 生活環境分野に関する課題

- ・ 市民意識調査では、騒音、振動、悪臭、地盤及び地下水に対しては、継続した取組が求められています。
- ・ まちをきれいに保つために、不法投棄の対策や空家・空地の適正管理といった環境美化に取り組む必要があります。

（５） 環境学習・協働分野に関する課題

- ・ 行動変容に向けて主体的に取り組むために環境教育・環境学習が重要であり、学校での環境教育をはじめ、子どもの頃から継続していく仕組みが必要です。
- ・ 効果的に情報を発信し、環境に関する情報をより多くの市民・事業者に周知していく必要があります。
- ・ 今後、高齢化や人口減少等によって、環境保全活動の担い手不足が懸念されることから、すそ野を広げる取組や啓発方法を工夫していくことが必要です。

4 計画改定のポイント

(1) めざすべき環境像の継承

環境基本条例の趣旨を踏まえ、前計画のめざすべき環境像を継承します。

(2) 新たな計画の位置づけ

気候変動による原因を少なくする緩和策と共に、気候変動の影響に対して、被害を和らげもしくは回避する適応策を両輪で進めていくことが求められていることから、「平塚市気候変動適応計画」を包含します。

(3) 施策体系の見直し

これまでの環境施策の取組と課題、環境施策を取り巻く状況及び環境の保全と創造にあたっての主要課題を踏まえ、施策体系及び施策内容を見直します。

第 3 章 計画のめざすもの

- 1 めざすべき環境像
- 2 基本方針
- 3 めざすべき環境像の実現に向けて

1 めざすべき環境像

市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組んでいくために、次のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

めざすべき
環境像

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち
ひらつか

目指すべき環境像「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」は、環境基本条例に規定している「環境共生都市」の実現のため、地域活動や団体活動、一人ひとりの日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指したものです。

写真1

写真2

写真3

写真4

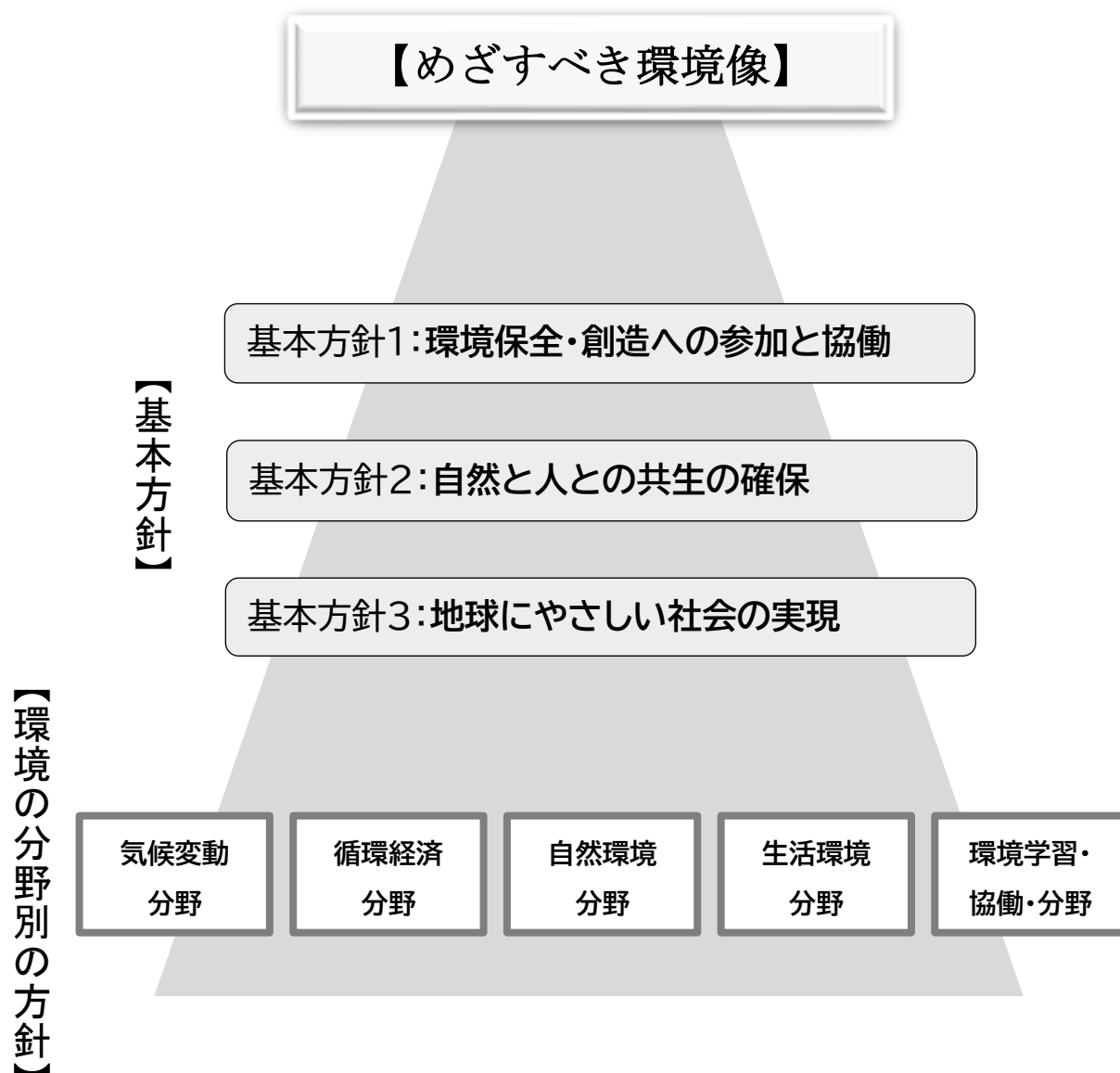
2 基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、本計画に位置づけられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めるとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。



3 めざすべき環境像の実現に向けて

本計画では、めざすべき環境像の実現に向けて、「すべての施策において尊重すべき3つの『基本方針』」を踏まえ、「環境の各分野において取り組んでいく『環境の分野別の方針』」を設定します。



第 4 章 本計画に包含する計画

- 1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 2 気候変動適応計画

1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（１） 温室効果ガス削減目標

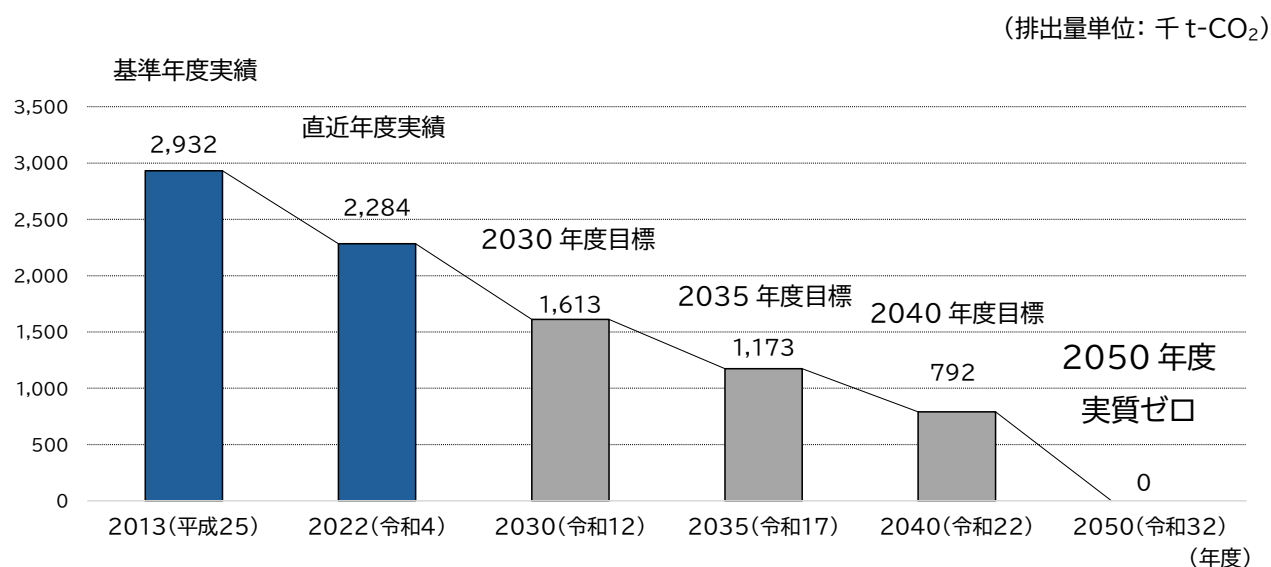
本章は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)として位置付け、本市の温室効果ガス削減目標について設定します。

2050 年の脱炭素(カーボンニュートラル)実現を目指し、そこに至る中期目標を国の目標を踏まえて、市域の温室効果ガス排出量削減目標を次のように設定します。

なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を設定します。対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門とします。

◇市域の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)削減目標◇

市域の温室効果ガス排出量を、2013 年度を基準年度として、
2030 年度までに 46%以上、
2035 年度までに 60%以上、
2040 年度までに 73%以上を削減し、
2050 年度に脱炭素(カーボンニュートラル)を実現することを目指します。



資料:環境省 自治体排出量カルテ

◇対象とする部門◇

部門	内容
産業部門	農林業、建設業、製造業のエネルギー消費から排出される CO ₂
業務その他部門	店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出される CO ₂
家庭部門	住宅におけるエネルギー消費から排出される CO ₂
運輸部門	自動車(自家用、運輸営業用)、鉄道の燃料消費から排出される CO ₂
廃棄物部門	一般廃棄物(ごみ)に含まれるプラスチック類の燃焼から排出される CO ₂ (市内にある環境事業センターでは平塚市・大磯町・二宮町から発生するごみの焼却処理を行っているが、そのうち平塚市分を対象とする)

◇部門別の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量削減目標◇

(排出量単位: 千 t-CO₂)

部門	2013 年度 (平成 25 年度) 排出量 (基準年度実績)	2030 年度 (令和 12 年度) 排出量 (中間目標)	2035 年度 (令和 17 年度) 排出量 (目標)	2013 年度 (平成 25 年 度)比削減量	2013 年度 (平成 25 年 度)比削減割合
産業部門	1,719	863	639	▲1,080	▲63%
業務その他部門	481	216	160	▲321	▲67%
家庭部門	337	198	147	▲190	▲56%
運輸部門	366	287	213	▲153	▲42%
廃棄物部門	28	19	14	▲14	▲50%
計	2,932	1,583	1,173	▲1,759	▲60%

※端数処理により合計値が合わない場合がある

資料:環境省 自治体排出量カルテ

市域の温室効果ガス排出量は、「自治体排出量カルテ」(環境省)により把握します。この推計値は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(環境省)の標準的手法に基づき地方自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されたものです。

部門別の温室効果ガス排出削減目標は、「神奈川県地球温暖化対策計画」を参考にし設定します。但し、廃棄物部門については、「平塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「事務事業編」という。)に沿った目標値とします。

(2) 再エネ導入目標

2022(令和4)年に温対法が改正され、地域における脱炭素化を促進するための再エネ導入目標の設定が地方公共団体に求められました。本項では、本市における再エネ導入目標を次のとおり設定します。

◇再生可能エネルギー導入目標◇

(単位: MW)

部門	2030(令和12)年度	2035(令和17)年度	2050(令和32)年度
産業部門	144.2	186.8	229.4
業務その他部門	63.2	67.8	72.4
家庭部門	46.2	41.7	37.1
運輸部門	13.0	14.4	15.7
再生可能エネルギー導入量計	266.6	310.7	354.6

CO2 削減量見込み	154,229 t-CO ₂	190169 t-CO ₂	226,108 t-CO ₂
------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------

※端数処理により合計値が合わない場合がある

※CO2 削減量は 2013 年度の電気の CO2 排出係数を 0.000551t- CO₂/kWh として算定

◇地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度◇

2022(令和4)年に温対法が改正され、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業が導入されました。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進することができます。この設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとなっています。



資料:環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第4版)

2 気候変動適応計画

昨今では、気候変動が進行していることから、原因を少なくする緩和策と共に、気候変動の影響を和らげもしくは回避する適応策も不可欠であることから、国は「気候変動適応計画」（2021年（令和3年）10月閣議決定）を推進しています。さらに、熱中症対策を強化するために気候変動適応法が、2023（令和5）年4月に改正され、2024（令和6）年4月に全面施行されました。これに伴い、2023（令和5）年4月に国の気候変動適応計画が改正されました。気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安心・安全で持続可能な社会を構築することを目指すことを目標にしています。

本項は、気候変動適応計画として適応策を位置付け、緩和策と両輪で気候変動問題に取り組むことを目指します。

適応策	内 容
高気温緩和・ヒートアイランド対策の推進	建物緑化などの促進により、夏季の高気温緩和やヒートアイランド現象の抑制を図ります。
気象変化に適応する防災の推進	気象災害への備えとして、防災啓発や下水道施設の耐水化などの浸水対策を進めます。
熱中症対策の推進	温暖化による健康影響を防ぐため、熱中症対策の啓発やクーリングシェルターの指定に取り組めます。
農業における適応策の推進	温暖化が農業に及ぼす影響に対して、持続性の高い農法や高温化等に適応する栽培種等、農業における適応策の発信に取り組めます。

◇2つの気候変動対策◇



資料:A-PLAT 気候変動適応プラットフォーム

第 5 章 分野別施策

- 1 基本計画の構成
- 2 分野別方針と施策の柱

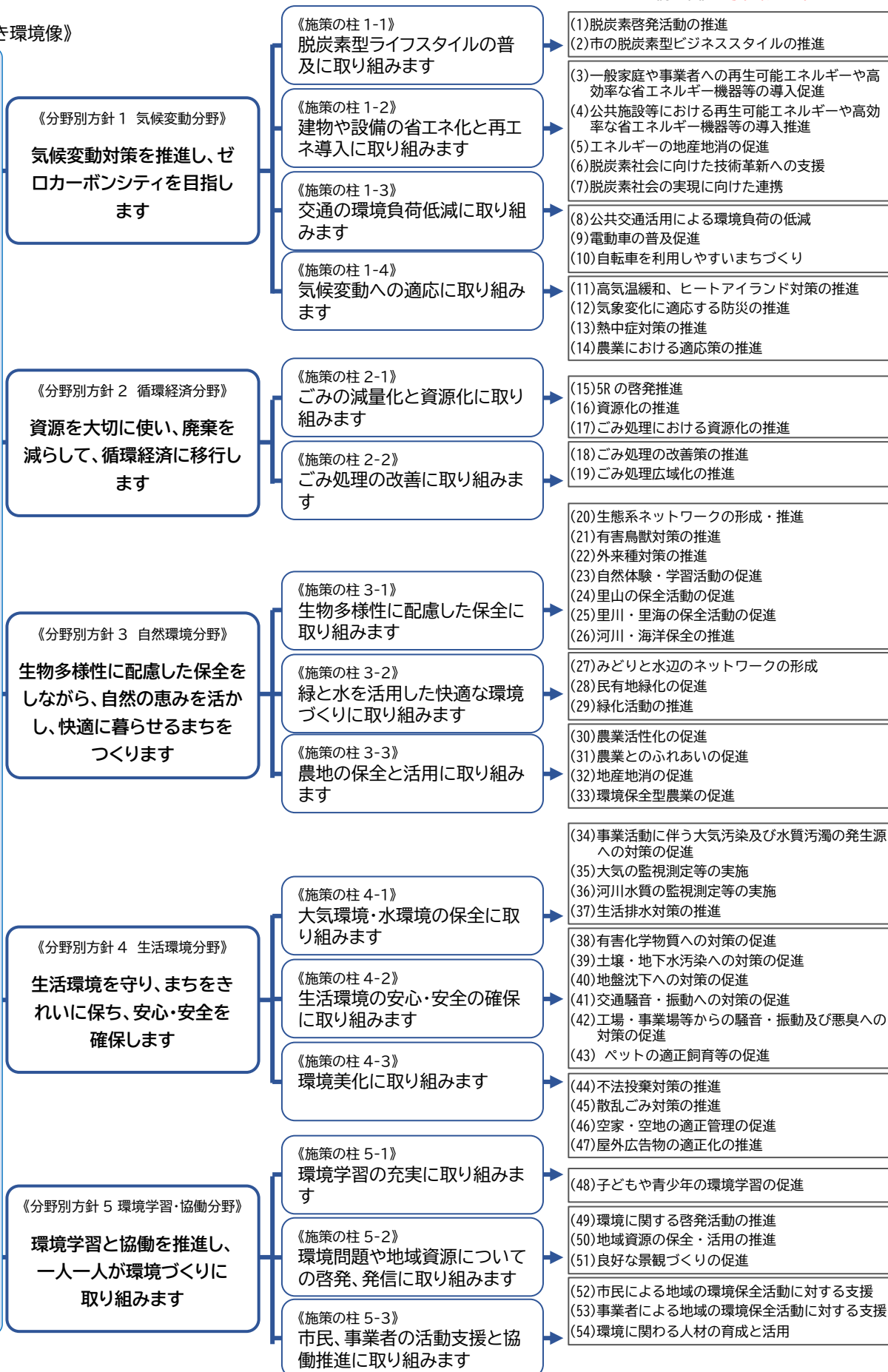
1 基本計画の構成

本計画の施策体系について、めざすべき環境像の下に分野別方針と施策の柱を定め、体系的に施策を位置づけます。

《施策》※庁内調整中

《めざすべき環境像》

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか



2 分野別方針と施策の柱

第2章「本市の取組と社会状況の変化」を踏まえ、分野別方針と施策の柱について、次のとおり定めます。

(1) 気候変動分野の方針と施策の柱

本分野は、「平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「平塚市気候変動適応計画」として位置づけるものです。

気候変動を緩和するために、日本を含む各国は「2050年の脱炭素(カーボンニュートラル)」を目指しています。一方で、気候変動は今後もさらに進むと予想されており、豪雨をはじめとした気象変化や、熱中症などの高気温の影響に対して適応を図る必要が生じています。

これらのことから、気候変動分野の取組を方向づけるものとして、分野別方針と施策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針 1	気候変動対策を推進し、ゼロカーボンシティを目指します
施策の柱	1-1 脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組みます 1-2 建物や設備の省エネ化と再エネ導入に取り組みます 1-3 交通の環境負荷低減に取り組みます 1-4 気候変動への適応に取り組みます

(2) 循環経済分野の方針と施策の柱

循環型社会の実現には、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が重要です。

本市のごみ排出量は減少していますが、リサイクル率は横ばい傾向であり、ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出を抑える必要もあるため、ごみの減量化と資源化にさらなる努力が求められています。

これらのことから、循環経済分野の取組を方向づけるものとして、分野別方針と施策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針 2	資源を大切に使い、廃棄を減らして、 循環経済に移行します
施策の柱	2-1 ごみの減量化と資源化に取り組みます 2-2 ごみ処理の改善に取り組みます

(3) 自然環境分野の方針と施策の柱

本市には、相模川、金目川などの河川が流れ、樹林、草地、水辺、海岸などの様々な環境と生態系のネットワークを形成しています。私たちの社会は、生態系サービス(自然の恵み)を受ける一方で、一部の生物が被害をもたらす面もあります。そのため、生物多様性に配慮した保全と、暮らしやまちづくりとの調和を図り、自然との共生を実現することが重要です。

これらのことから、自然環境分野の取組を方向づけるものとして、分野別方針と施策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針 3	生物多様性に配慮した保全をしながら、自然の恵みを活かし、快適に暮らせるまちをつくります
施策の柱	3-1 生物多様性に配慮した保全に取り組みます 3-2 緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます 3-3 農地の保全と活用に取り組みます

(4) 生活環境分野の方針と施策の柱

環境保全の原点は、公害や衛生問題のない安心・安全な暮らしを保つことであり、そのためには、環境汚染や騒音・振動、地盤沈下を防ぎ、廃棄物を適切に処理し、まちの衛生や美観を保つことが必要です。

現在の本市では、かつての産業公害のような著しい環境汚染は見られませんが、今後も大気や水質、騒音・振動、地盤沈下などの監視を続けていく必要があります。

また、ダイオキシン類等各種有害物質の問題、散乱ごみや不法投棄といった環境美化における問題について、それぞれ適切な対応が求められています。

これらのことから、生活環境分野の取組を方向づけるものとして、分野別方針と施策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針 4	生活環境を守り、まちをきれいに保ち、 安心・安全を確保します
施策の柱	4-1 大気環境・水環境の保全に取り組めます 4-2 生活環境の安心・安全の確保に取り組めます 4-3 環境美化に取り組めます

(5) 環境学習・協働分野の方針と施策の柱

環境学習と協働を広げていくためには、啓発活動や情報発信を継続して行うとともに、学習や行動の機会や場を充実していくことが重要です。また、自然や歴史から地域の環境の成り立ちや仕組みを知り、様々な地域資源の保全と活用、自然災害からの安全確保などについて考えていくことも環境学習の一環になります。

これらのことから、環境学習・協働分野の取組を方向づけるものとして、分野別方針と施策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針 5	環境学習と協働を推進し、 一人一人が環境づくりに取り組めます
施策の柱	5-1 環境学習の充実に取り組めます 5-2 環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組めます 5-3 市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組めます

分野別方針 1 気候変動分野

2050年の脱炭素(カーボンニュートラル)実現と、そこに至る温室効果ガス排出削減の中期目標の達成を目指します。また、市域の特性に応じた気候変動の適応に取り組みます。

気候変動対策を推進し、ゼロカーボンシティを目指します

施策の柱 1-1 脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組みます

脱炭素(カーボンニュートラル)は従来の延長を超える高い目標であり、生活の質を保ちながらも、エネルギーや資源の利用効率をさらに高めていく必要があります。

このような状況を踏まえて、市民・事業者に向けた脱炭素啓発活動や、市の業務における脱炭素型ビジネススタイルを推進し、脱炭素(カーボンニュートラル)型のライフスタイルの普及に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 1】 脱炭素啓発活動の推進	身近な省エネ省資源の取組を促進するとともに、脱炭素型ライフスタイルの啓発活動に取り組みます。
【施策 2】 市の脱炭素型ビジネススタイルの推進	脱炭素に向けて、市が率先的な行動を実行するため、「ひらつかエコモード」による脱炭素型ビジネススタイルのマネジメントや脱炭素に取り組む企業を対象としたインセンティブ発注等に取り組みます。

施策の柱 1-2 建物や設備の再エネ導入と省エネ化に取り組みます

再エネや高効率な省エネ機器等の家庭や事業所及び公共施設等における導入を推進します。

公共施設等への太陽光発電設備導入は、「事務事業編」に基づき、2023(令和5)年度に実施した「ゼロカーボンシティひらつか実現に向けた公共施設太陽光発電設備導入調査」を活用し、施設の運用計画や建物の構造等の様々な条件を考慮して、計画的に進めます。

さらに、脱炭素を地域経済に活かす観点から、エネルギーの地産地消や技術革新への支援、企業間や自治体間の連携に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 3】 一般家庭や事業者への再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進	家庭や事業所における建物や設備の脱炭素化を促進するため、再エネや省エネ機器の普及を支援します。
【施策 4】 公共施設等における再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入推進	公共施設において、再エネ導入や省エネ機器、エネルギー効率の改善を推進し、市の率先的な取組を進めます。

【施策 5】 エネルギーの地産地消の促進	地域で生成された再生エネルギーを地域で消費する仕組みを促進し、地域の持続可能性を高めます。
【施策 6】 脱炭素社会に向けた技術革新への支援	地域資源を活用した脱炭素技術の研究や開発を支援し、地域産業と連携して技術革新を促進します。
【施策 7】 脱炭素社会の実現に向けた連携	脱炭素社会の実現に向け、官民連携・自治体間連携を構築します。

施策の柱 1-3 交通の環境負荷低減に取り組みます

公共交通の活用、電動車の普及促進、自転車を利用しやすいまちづくりを推進することにより、交通の環境負荷低減に取り組みます。

(注) 電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV)の総称です。

施策	内容
【施策 8】 公共交通活用による環境負荷の低減	バスや鉄道などの公共交通の利便性向上と利用促進を図り、環境負荷の少ない移動を推進します。
【施策 9】 電動車の普及促進	環境性能に優れた電動車の導入を進めるため、普及啓発や公共施設への電動車用充電器の設置、公用車での率先導入に取り組みます。
【施策 10】 自転車を利用しやすいまちづくり	環境負荷のない移動手段である自転車の活用に向けて、自転車を利用しやすいまちづくりに取り組みます。

施策の柱 1-4 気候変動への適応に取り組みます

緑化による高気温緩和・ヒートアイランド対策、気象変化に適応する防災、熱中症対策、農業における農法や品種等に関する適応策を推進することにより、気候変動への適応に取り組みます。

施策	内容
【施策 11】 高気温緩和・ヒートアイランド対策の推進	建物緑化などの促進により、夏季の高気温緩和やヒートアイランド現象の抑制を図ります。
【施策 12】 気象変化に適応する防災の推進	気象災害への備えとして、防災啓発や下水道施設の耐水化などの浸水対策を進めます。
【施策 13】 熱中症対策の推進	温暖化による健康影響を防ぐため、熱中症対策の啓発やクーリングシェルターの指定に取り組みます。
【施策 14】 農業における適応策の推進	温暖化が農業に及ぼす影響に対して、持続性の高い農法や高温化等に適応する栽培種等、農業における適応策の発信に取り組みます。

分野別方針2 循環経済分野

本項は、ごみの減量化と資源の循環利用、適正なごみ処理を進めるための取組を示すものです。

資源を大切に使い、廃棄を減らして、循環経済に移行します

施策の柱 2-1 ごみの減量化と資源化に取り組めます

5R の啓発、分別等の排出側の資源化策、ごみ処理における資源化策を推進することにより、廃棄物の発生抑制の推進と資源化に取り組めます。

施 策	内 容
【施策 15】 5R の啓発推進	ごみの減量化と資源循環を促すため、5R の考え方に基いた市民への啓発を行います。
【施策 16】 資源化の推進	ごみ収集において資源回収を充実していくため、分別回収徹底等の啓発に取り組めます。
【施策 17】 ごみ処理における資源化の推進	剪定枝葉や使用済小型電子機器、プラスチック等の資源化を進め、ごみの有効活用を図ります。

施策の柱 2-2 ごみ処理の改善に取り組めます

ごみの減量化と資源化には、ごみの収集や処理の部分でも対策が求められます。また、市民サービスの向上や、ごみ排出の適正化を進めるためにも、収集や処理について改善を図っていくことや広域処理が必要です。

ごみ排出ルール啓発や可燃ごみ戸別収集等のごみ処理の改善策と平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理広域化を推進することにより、ごみ処理の改善に取り組めます。

施 策	内 容
【施策 18】 ごみ処理の改善策の推進	ごみ排出ルールの啓発・指導等による排出の適正化、収集時間の見える化等の収集状況のデジタル化、可燃ごみの戸別収集によりごみ処理体制の改善に取り組めます。
【施策 19】 ごみ処理広域化の推進	近隣自治体と連携し、広域的なごみ処理体制を整備します。

分野別方針3 自然環境分野

本項は、自然環境の保全と活用の取組を示すものです。

生物多様性に配慮した保全をしながら、
自然の恵みを活かし、快適に暮らせるまちをつくります

施策の柱 3-1 生物多様性に配慮した保全に取り組みます

生態系ネットワークの形成・推進と併せて、有害鳥獣や外来生物への対策の推進や地域協働の観点から、自然体験・学習活動、里山の保全活動、里川・里海の保全活動、関係機関による河川・海洋保全の推進により、生物多様性に配慮した保全に取り組みます。

施策	内容
【施策 20】 生態系ネットワークの形成・推進	自然環境の調査や保全活動を通じて、生態系ネットワークの構築を進めます。
【施策 21】 有害鳥獣対策の推進	鳥獣による農業被害や生活被害を抑止するため、啓発や防除等の被害対策に取り組みます。
【施策 22】 外来種対策の推進	生態系への影響が大きい外来種の防除や、市民への啓発に取り組みます。
【施策 23】 自然体験・学習活動の促進	自然環境に対する理解と親しみを促進するため、子ども環境教室等の自然体験・学習活動や、自然環境に関する情報発信に取り組みます。
【施策 24】 里山の保全活動の促進	西部丘陵などの里山地域の自然環境を、市民と協働して保全及び活用します。
【施策 25】 里川・里海の保全活動の促進	地域の川や海の保全活動を支援し、水辺環境の保全と活用を進めます。
【施策 26】 河川・海洋保全の推進	河川や海洋の保全に関係機関と連携して取り組みます。

施策の柱 3-2 緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます

公園緑地や街路樹等の整備によるみどりと水辺のネットワークの形成、民有地緑化の促進策、緑化活動の促進策を推進することにより、緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます。

施策	内容
【施策 27】 みどりと水辺のネットワークの形成	都市の快適さや景観に大きな役割を果たすみどりと水辺のネットワークの形成に向けて、都市公園や街路樹等の整備と維持管理に取り組みます。
【施策 28】 民有地緑化の促進	みどりと水辺のネットワークの一角を成す民有地の緑の充実に向け、花育成の活動への支援を通じた花とみどりのまちづくり、維持管理や安全管理の面からの民有の樹木等への支援に取り組みます。
【施策 29】 緑化活動の推進	緑化活動の充実に向け、市民の緑化活動の促進や事業者への緑化指導に取り組みます。

施策の柱 3-3 農地の保全と活用に取り組みます

担い手や農業技術等に関する農業活性化の促進策、市民農園等の農業とのふれあいの促進策、地産地消の促進策、環境保全型農業の促進策を推進することにより、農業振興を通じて、農地の保全と活用に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 30】 農業活性化の促進	農地を維持し、農業の担い手支援やスマート化を通じて農業を活性化します。
【施策 31】 農業とのふれあいの促進	農業にふれる機会を増やし、農地保全への理解と協力を促します。
【施策 32】 地産地消の促進	地域の農産物を地元で消費するしくみを広げ、農業振興と食の安全につなげます。
【施策 33】 環境保全型農業の促進	環境負荷の少ない農法や廃棄物の適正処理などを通じて、持続可能な農業を推進します。

分野別方針4 生活環境分野

本項は、公害や衛生問題のない安心・安全な暮らしを保つための取組を示すものです。

生活環境を守り、まちをきれいに保ち、安心・安全を確保します

施策の柱 4-1 大気環境・水環境の保全に取り組みます

事業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁の発生源への対応、大気や河川水質の監視測定等の実施、下水道及び合併処理浄化槽による生活排水対策を推進することにより、大気環境・水環境の保全に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 34】 事業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁の発生源への対策の促進	法令に基づき、工場や事業場への規制・指導を行い、大気や水質への負荷の低減を図ります。
【施策 35】 大気の監視測定等の実施	大気の状態を継続的に把握していくため、大気環境の監視測定を実施します。
【施策 36】 河川水質の監視測定等の実施	河川の水質を継続的に把握していくため、河川水質の監視測定を実施します。
【施策 37】 生活排水対策の推進	水質汚濁の一因である生活排水について、汚濁防止のための処理を行うため、下水道と合併処理浄化槽の普及に取り組みます。

施策の柱 4-2 生活環境の安心・安全の確保に取り組みます

有害化学物質、土壌・地下水汚染、地盤沈下、交通騒音・振動、工場・事業場等からの騒音・振動及び悪臭への対策の促進やペットの適正飼育等の促進をすることで、生活環境の安心・安全の確保に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 38】 有害化学物質への対策の促進	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。
【施策 39】 土壌・地下水汚染への対策の促進	土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制・指導を行います。
【施策 40】 地盤沈下への対策の促進	地下水位等の観測等を実施し、地盤沈下の状況を監視します。また、法令に基づき、地盤沈下の原因となる地下水利用について規制・指導を行います。
【施策 41】 交通騒音・振動への対策の促進	自動車及び新幹線による騒音・振動について、監視測定を実施するとともに、騒音の軽減に向けた取組を促進します
【施策 42】 工場・事業場等からの騒音・振動及び悪臭への対策の促進	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づき、工場・事業場への規制・指導を行います。

【施策 43】 ペットの適正飼育等の促進	ペットの飼育マナー向上を啓発し、飼い主のいない猫への対策を行います。
-------------------------	------------------------------------

施策の柱 4-3 環境美化に取り組みます

不法投棄対策、散乱ごみ対策、空家・空地の適正管理の促進、屋外広告物の適正化を推進することにより、環境美化に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 44】 不法投棄対策の推進	不法投棄を未然に防ぐため、監視や啓発、関係機関との連携を強化します。
【施策 45】 散乱ごみ対策の推進	地域の清掃活動や啓発を通じて、散乱ごみの削減を図ります。
【施策 46】 空家・空地の適正管理の促進	空家・空地の適正管理のための啓発や対策に取り組みます。
【施策 47】 屋外広告物の適正化の推進	良好な景観の形成と安全性確保のため、屋外広告物の適正管理を進めます。

分野別方針5 環境学習・協働分野

本項は、環境についての啓発や学習、活動、協働を進めるための取組を示すものです。

環境学習と協働を推進し、一人一人が環境づくりに取り組みます

施策の柱 5-1 環境学習の充実に取り組みます

教材や情報の提供、学習機会の創出等、子どもや青少年の環境学習の促進策を推進し、環境学習について、充実した取組を推進します。

施 策	内 容
【施策 48】 子どもや青少年の環境学習の促進	年齢に応じて実施方法を工夫した学習機会を提供し、子どもたちの環境意識の醸成を図ります。

施策の柱 5-2 環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます

ひらつか環境フェア等の環境に関する啓発活動、自然景観や歴史的・文化的資源など様々な地域資源の保全と活用、良好な景観づくりの促進を通じて、環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 49】 環境に関する啓発活動の推進	環境意識の向上を図るために市民団体や事業者等との協働によるイベントの開催や啓発に取り組みます。
【施策 50】 地域資源の保全・活用の推進	地域の自然・歴史・文化資源を活用し、環境学習や地域づくりに役立てます。
【施策 51】 良好な景観づくりの促進	地域の特性に応じた景観づくりを市民と協働して進めます。

施策の柱 5-3 市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます

市民や事業者による地域の環境保全活動に対する支援、環境に関わる人材の育成と活用を推進することにより、市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 52】 市民による地域の環境保全活動に対する支援	市民が主体となった環境保全活動を継続的に支援します。
【施策 53】 事業者による地域の環境保全活動に対する支援	企業や団体による地域環境への取組を促進し、支援します。
【施策 54】 環境に関わる人材の育成と活用	環境活動に取り組む人材を育成し、継続的な取組の基盤を強化します。

資料編

作成中